

会議の名称	令和5年第2回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和5年2月27日（月） 午後2時から 午後2時55分まで
開催場所	早稲田リサーチパークコミュニケーションセンター3階レクチャールーム1
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第6号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第7号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） (3) 第8号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（通年） (4) 第9号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間） (5) 第10号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について (6) 第11号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (7) 第12号議案 本庄農業振興地域整備計画の変更について (8) 第13号議案 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について (9) 報告第7号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について (10) 報告第8号 農地法第3条の3の規定による届出について (11) 報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (12) 報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (13) 報告第11号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

	<p>(14) 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>(15) 報告第13号 農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出について</p> <p>5 事務局連絡事項</p> <p>6 閉会</p>
配付資料	<p>1 令和5年第2回本庄市農業委員会総会議事日程</p> <p>2 令和5年第2回本庄市農業委員会総会議案</p> <p>3 事務局連絡事項</p>
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和5年第2回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。新型コロナウイルスに関しては、3月13日からはマスクが外せるようになり、5月8日からは第5類に引き下げになるなど徐々にコロナ前の姿に色々なことが戻ってくるのではないかと感じています。そこで、できれば来月からは教室形式ではなく、従来のコの字型の開催方式に戻して、委員同士の顔がわかるような会議の仕方ができないか事務局とも協議したいと考えています。それでは、本日も慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつにかえさせていただきます。よろしくお申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の総会でございますが、農業委員の福島公博委員、農地利用最適化推進委員の新井明夫委員より欠席の旨、農業委員の塩原茂夫委員より遅れる旨の届出が</p>

	<p>ありましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、本日の総会は、在任農業委員19名中17名の出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名中23名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、以降の議事進行は、総会会議規則の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。本日は、16番間正委員、17番木村文子委員を議事録署名委員に指名します。</p> <p>また、事務局の高群補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。</p> <p>まず、第6号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第6号議案を説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第6号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページ及び3ページをお願いいたします。申請件数は、6件となります。その内訳は、売買による所有権移転4件及び贈与による所有権移転2件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、はじめに、整理番号6を除いた、整理番号1から整理番号5までを、順次、事務局から説明及び地区担当委員から報告、その後一括して質疑並びに審議とします。まず、整理番号1から整理番号3について、受人が同一のため、一括して事務局の説明を求めます。</p>

事務局長	<p>整理番号1から整理番号3まで一括でご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、それぞれ記載のとおりです。申請地は、都島地内の田1筆及び沼和田地内の田4筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。すべて売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、塩原廣一委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページから6ページとなります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1から整理番号3について、塩原廣一委員の報告を求めます。
塩原廣一委員	<p>5番、塩原より、整理番号1から3について報告させていただきます。</p> <p>2月24日午前11時頃、戸塚推進委員と現地確認並びに受人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-1・3-2の地図をご覧ください。申請地は旭小学校の東に位置しております。次に、議案書5ページ3-3-1の地図をご覧ください。申請地は児玉郡市広域消防本部本庄分署から西に約250メートルに位置しております。次に、議案書6ページ3-3-2の地図をご覧ください。申請地は沼和田センターから南東約300メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。今回、以前から貸借により耕作していた農地を取得することとなったため、合意解約による貸借終了後、本申請に至ったものです。</p> <p>受人の年齢は48歳、本人の農業従事日数は240日です。農機具は、トラクター1台、耕うん機1台、軽トラック1台、防除機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われまます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、申請地面積を含めるため、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号4について、事務局の説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号4をご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、立石委員でございます。なお、申請地位置図は、7ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>

議長	整理番号4について、立石委員の報告を求めます。
立石委員	<p>8番立石より、整理番号4について報告いたします。</p> <p>2月20日午後2時30分頃、内田推進委員と現地確認及び受人より調査を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書7ページ3-4の地図をご覧ください。申請地は五十子北公園から南へ約50メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。渡人は今後農業をしないこと、申請地の隣に受人の農地があり取得することで地続きとなり耕作できることから、売買に至ったとのことでございます。</p> <p>受人の年齢は46歳、本人の農業従事日数は350日です。農機具は、トラクター4台、和牛140頭、乳牛100頭を飼育しております。生産性は適当であると思われまます。</p> <p>受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはなく、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われまます。以上ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号5について、事務局の説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号5をご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町入浅見地内の畑1筆及び児玉町蛭川地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、小賀野委員及び坂爪委員でございます。なお、申請地位置図は、8ページから9ページまでとなります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号5について、担当委員は2名となります。まずは、小賀野委員の報告を求めまます。
小賀野委員	<p>19番小賀野より報告いたします。2月20日午後4時頃、山本推進委員と現地調査及び受人の家族より聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の位置については議案書8ページの地図をご覧ください。児玉ゴルフクラブより北東約150メートルに位置しています。恐れ入りますが議案書2ページにお戻りください。受人の年齢は50歳、年間従事日数は150日、所有する農機具は、トラクター2台、軽トラック1台、管理機1台、草刈り機5台で経営についての生産性は問題ないかと思われまます。申請地にはさつまいもを作付け予定とのことです。</p> <p>受人所有農地及び申請地の耕作状況は、すべての農地で問題なく管理がされており、周辺農地への支障の恐れもなく、下限面積要件も満たしていることか</p>

	<p>ら、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、坂爪委員の報告を求めます。
坂爪委員	<p>続いて、18番、坂爪より報告いたします。</p> <p>2月24日午後1時頃、新井明夫推進委員と現地確認調査を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書9ページ、3-5-2の地図をご覧ください。申請地は、共和小学校より南東約400メートルに位置しております。</p> <p>申請地及び受人所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号1から整理番号5について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑がありませんので、整理番号1から整理番号5について、許可することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、整理番号1から整理番号5は許可とします。</p> <p>次に、整理番号6は、内田推進委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定の準用により議事参与の制限に該当しますので、一時退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、整理番号6について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6をご説明いたしますので、3ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、立石委員でございます。なお、申請地位置図は、10ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号6について、立石委員の報告を求めます。
立石委員	<p>8番立石より、整理番号6について報告いたします。</p> <p>2月20日午後2時頃、受人である内田推進委員本人からを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書10ページ3-6の地図をご覧ください。申請地は五十子北公園から南に約150メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は贈与です。申請地には樹木が植えてあり、伐採・伐根等に必要な費用と土地取得費用を相殺するため、贈与での取得となりました。</p>

	<p>受人の年齢は67歳、本人の農業従事日数は300日です。農機具は、トラクター2台、耕うん機3台、移植機1台、弓打機1台、マルチ敷機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、申請地面積を含めるため、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号6について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑がありませんので整理番号6について、許可することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第6号議案は許可とします。</p> <p>内田推進委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第7号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第7号議案をご説明いたしますので、議案書11ページをお願いいたします。</p> <p>第7号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、12ページから30ページまでをお願いいたします。今回の申請件数は、95件です。田68筆及び畑102筆の面積合計26万3,572平方メートルの利用権設定となっており、そのうち令和4年度環境保全型農業直接支払交付金の対象となる農地につきましては、始期が令和5年3月1日、また、それ以外の農地につきましては、始期が令和5年4月1日となっております。</p> <p>次に、農用地利用集積計画についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、本庄市が公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p>

	<p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、「全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること」、「その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること」等を備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありました。番号1番は宮部豊徳推進委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定の準用により、議事参与の制限に該当しますので、一時退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、第7号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑がありませんので、第7号議案について、原案のとおり決定することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり決定しました。宮部豊徳推進委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第8号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第8号議案をご説明いたしますので、議案書31ページをご覧ください。</p> <p>第8号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画案につきましては、議案書32ページをお願いいたします。今回は、耕作者が変更となる土地のみで、田1筆及び畑1筆、面積は記載のとおりでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりです。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、「農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること」、「周辺の農地利用に悪影響</p>

	<p>を及ぼさないこと」、「必要な農作業に常時従事する見込みがあること」などの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案は坂爪委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限に該当しますので、一時退席を求めます。</p> <p>（退席後）</p> <p>第8号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>質疑がありませんので、第8号議案について、原案のとおり計画することに、異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答します。坂爪委員の復席を許可します。</p> <p>（復席）</p> <p>次に、第9号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間）」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第9号議案をご説明いたしますので、議案書33ページをお願いいたします。</p> <p>第9号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間）を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画（案）に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画案については、34ページをお願いいたします。賃借権の設定等を受ける土地は、田1筆及び畑1筆、面積は記載のとおりでございます。設定する権利は、すべて麦作期間の使用貸借権となっており、設定を受ける者は、記載のとおりです。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、さきほどの第8号議案と同様の要件の視点において本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>

議長	<p>第9号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑がありませんので、第9号議案について、原案のとおり計画することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答します。</p> <p>次に、第10号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第10号議案をご説明いたしますので、議案書35ページをお願いいたします。</p> <p>第10号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、36ページをお願いいたします。申請件数は、1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、住宅建設工事です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、37ページをお願いいたします。4-1については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。</p> <p>なお、本申請でございますが、当該申請地に申請人の亡き配偶者が建てた既存の自己用住宅を建て替えるにあたり、申請地について事前の調査を実施したところ、登記地目が農地であり、過去の農地転用の許可の記録も確認できないことから、現状が農地法違反であることを認識したとのことでございます。申請人から始末書が提出され、農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのことでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、宮部延一委員の報告を求めます。</p>

<p>宮部延一 委員</p>	<p>10番宮部より報告させていただきます。2月25日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書37ページ、4-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地はJR八高線の第二下町踏切から北西に約150メートルの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります。議案書36ページにお戻りください。</p> <p>転用目的は自己用住宅用地です。事務局からの説明のとおり、申請人が相続する以前から長年自己用住宅用地として利用しておりました。今回の老朽化に伴う建て替えをするのにあたり、計画地が農地であったことが判明し始末書を添付しての転用許可申請であります。本来であれば、すべてを農地として原状回復すべきところですが、受け人自身が建築したものではないことから、一部現状のままでの許可ということもあわせて申請するものであり、皆さま方のご理解と慎重審議をお願いいたします。また、現地について調査したところ、宅地化が進んでおり、農地を分断する恐れも無く周辺農地、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われま。以上、ご報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>第10号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑がありませんので、第10号議案について、許可相当とすることに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第10号議案は許可相当として埼玉県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、第11号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第11号議案をご説明いたしますので、議案書38ページをお願いいたします。</p> <p>第11号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、39ページをお願いいたします。申請件数は、使用貸借権1件及び所有権移転2件でございます。以上でございます。</p>

議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号3までを、順次、事務局から説明及び地区担当委員から報告、その後一括して質疑並びに審議とします。まず、整理番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1をご説明いたしますので、39ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町塩谷地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和4年8月30日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、鳥澤委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、40ページをお願いいたします。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、鳥澤委員の報告を求めます。</p>
鳥澤委員	<p>14番、鳥澤より報告させていただきます。</p> <p>2月22日午後1時頃、鈴木幹雄推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書40ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は国道462号線塩谷交差点から南東約70メートルに位置しております。恐れ入ります、議案書39ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権の設定となっております。</p> <p>申請人は現在本庄市内の借家で生活しています。家族が増え現在の借家が手狭になったこと、両親の面倒と両親の所有している農地を管理していきたいと考え、今回の申請に至りました。以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号2について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2をご説明いたしますので、39ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町小平地内の畑1筆、面積は</p>

	<p>記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、車両置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、間正委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、41ページをお願いいたします。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、間正委員の報告を求めます。
間正委員	<p>16番、間正より報告させていただきます。現地を調査確認したところ、申請地と一体利用する敷地は渡人の祖父母が済んでいた場所であり、それに付随した農地が今回の申請地であります。議案書41ページの地図をご覧ください。申請地は、国の有形指定文化財から50メートル弱の距離にあり、間瀬湖の堰堤から直線距離で150メートルもないぐらいの場所でございます。</p> <p>今回の申請人は中古車販売を業とする会社とのことですが、車両を置くことにより油等が間瀬川のすぐ隣の美児沢用水路に流れてしまわないか危惧しています。それから、売れ残った車が1台2台と積み上げるようなことがあると困ります。当初、事務局から預かった資料ではそのことに関する記述が何もありませんでしたので、あらためて確約書をとってほしいと事務局をお願いしています。</p>
議長	事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>事務局より説明させていただきます。間正委員から説明のありました件につきましては、事務局から申請人にあらためて確認し、事業計画書の追加資料として提出いただいております。その中で、申請地はあくまで販売車両を置き、廃車の車両を積み上げることはしないことを確認しております。また、事業所が深谷市内ですので、新たに事務所は建築しないこと、雨水排水は基本的に敷地内浸透とし、超えてしまう分は道路境にある既存の側溝が現在土砂に埋まってしまっていますが、その土砂を撤去して放流することをあわせて確認しています。また、万が一、保管車両からガソリンやオイル等が流出してしまった際は、責任を持って迅速に対処することを確約してもらっていることを報告いたします。以上でございます。</p>
議長	今の事務局からの説明に対して、間正委員から意見はありますか。
間正委員	<p>この場所は本庄市の観光地の一つとなっている間瀬湖に非常に近い場所です。これからは桜の時期になります。四阿<small>あずまや</small>があったり、周辺は観光客が歩いたりする場所ですので、事務局が確約をとったとのことですが廃車が山積み</p>

	<p>ならないように事務局には再度お願いですがよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>なお、現地に関しては2月23日に根岸推進委員と現地確認を行い、側溝が実際にあることを確認済ですので申し添えます。以上です。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局の説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号3をご説明いたしますので、39ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南2丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、42ページをお願いいたします。5-3については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、田島敏包委員の報告を求めます。
田島敏包委員	<p>12番、田島より報告いたします。</p> <p>2月21日午前8時30分頃、宮部豊徳推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書42ページ、5-3の地図をご参照ください。</p> <p>申請地は児玉南土地区画整理地内、本町市営住宅から南に約50メートルに位置し、昨年8月総会で許可された土地の隣接地です。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地として所有権移転で、申請人は現在市外のアパートに在住しております。申請地の周辺は住環境がよく整っており生活基盤の構築には最適地と判断し申請に至ったとのこと。用途地域は第1種低層住居専用地域で、周囲は住宅及び道路で、周辺農地には支障をきたすことはないものと推察いたします。よって許可妥当と考えます。委員各位のご高配をお願ひし、ご報告といたします。以上。</p>
議長	<p>第11号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑がありませんので、第11号議案について、許可相当とすることに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第11号議案は許可相当として埼玉県知事に意</p>

	<p>見書を送付します。</p> <p>次に、第12号議案「本庄農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第12号議案をご説明いたしますので、議案書43ページをご覧ください。</p> <p>第12号議案、本庄農業振興地域整備計画の変更についてを、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄農業振興地域整備計画に対し提出された農用地利用計画の変更に係る申出書について、本庄市長が、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、別冊「本庄農業振興地域整備計画の変更について」のとおり計画を変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申出内容については、別冊の1ページをご覧ください。農用地区域からの除外1件となっています。</p> <p>農用地区域内の農地については、原則、転用は認められませんが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅等集落の連たん性のある地域で、農業振興地域の整備に関する法律及び本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運用方針に定める基準に従って、例外的に農用地区域からの除外を認めることとなっております。</p> <p>今回の事案番号1の農用地区域からの除外については、除外が可能である目的の既存施設の拡張の申出となっております。</p> <p>引き続き、事案番号1をご説明いたしますので、3ページをお願いいたします。3ページは、「農用地利用計画の変更に係る申出書」となります。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町金屋地内の田1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、敷地拡張による資材置場の増設です。4ページ及び5ページ、「変更後の使用目的に係る資料」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、「金屋土地改良区」及び「埼玉北部土地改良区連合」です。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第5条の許可」となっております。6ページが「位置図」、7ページが「付近案内図」、8ページが「農用地区域図」で、緑色の着色が農用地区域で青地の農地となります。9ページが「公図の写し」となります。</p> <p>本申出でございますが、事業計画者の事業拡大に伴い、資材置場のスペースの確保が新たに必要となり、当該申出地の南側に隣接する資材置場の敷地を拡張するもので、農業に関する公共投資により得られる効用に、著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、10ページが「事業計画書」となります。以上でございます。</p>

議長	<p>第12号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑がありませんので、第12号議案について、原案のとおり変更することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり変更することに「同意」で、本庄市長に回答します。</p> <p>次に、第13号議案「贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第13号議案をご説明いたしますので、議案書44ページをお願いいたします。</p> <p>第13号議案、贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、贈与税の納税猶予に関しまして、提出された別紙、適格者証明願について、申請人が租税特別措置法、以降「法」と申し上げますが、法施行令第40条の6第1項及び同条第6項に該当する適格者であることを証明するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>法第70条の4第1項では、「農業を営む個人である贈与者が、その農業に供している農地を推定相続人の内の一人の農業後継者である受贈者に贈与した場合には、相続税法第28条第1項の規定による申告書の提出により、納付すべき贈与税については当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。」と規定されております。</p> <p>次に、その要件をご説明させていただきます。はじめに贈与者の要件でございますが、法施行令第40条の6第1項の規定により、「農地等を贈与した日まで引き続き3年以上農業を営んでいること」とされております。</p> <p>また、受贈者の要件でございますが、贈与者の推定相続人であることに加えまして、法施行令第40条の6第6項の規定により、「農地等を取得した日の年齢が18歳以上であること」、「農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと」、「農地等を取得した日以後、速やかに農業経営を行うこと」、「農業委員会の証明時に担い手になっていること」とされております。</p> <p>本証明願は、ただいまご説明させていただきました、贈与者が農業を営んでいたか、受贈者が今後農業経営を行っていくかということにつきまして、農業委員会に対してその証明を求められているものでございます。</p> <p>証明願の内容については、45ページをお願いいたします。交付申請件数は、1件です。</p>

	<p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。関係は同居の親子です。贈与年月日は令和4年2月25日、耕作面積及び猶予適用農地の内訳は記載のとおりです。地区担当は、細野会長代理、関根委員及び福島公博委員でございます。</p> <p>猶予適用農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、法定要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、申請人の住所地及び主な猶予適用農地の所在が仁手地区であることから、担当委員の代表を福島公博委員としますが、欠席となりますので、同担当地区の吉田推進委員の報告を求めます。</p>
吉田推進委員	<p>福島委員に代わって、吉田より報告いたします。</p> <p>2月25日午後1時頃、福島農業委員と、現地確認及び申請人からを行いました。また、大字なし地内分につきましては細野会長代理より、傍示堂地内分につきましては関根農業委員より、現地確認を行った際の調査結果をいただきましたので、そちらに基づき報告させていただきます。</p> <p>申請者は贈与により令和4年2月に農地を取得し、以降、申請地にて農業経営を行っております。贈与者との関係は親子です。</p> <p>平成29年より農業に従事し、平成30年に認定農業者となっています。主な作付作物は施設ハウスでのきゅうりとなります。</p> <p>申請地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>第13号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑がありませんので、第13号議案について、適格者として証明することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第13号議案は適格者であることを証明することに決しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。</p> <p>続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。</p>
事務局長	<p>まずは、報告第7号をご説明いたしますので、議案書46ページをお願いいたします。</p> <p>報告第7号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、専決処分したのでご報告します。</p>

届出内容については、47ページをお願いいたします。専決処分件数は、3件です。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が間に入り、農地売買等事業の実施により農地の権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって農業委員会の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第8号をご説明いたしますので、議案書48ページをお願いいたします。

報告第8号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、49ページから51ページまでをお願いいたします。専決処分件数は、14件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第9号をご説明いたしますので、議案書52ページをお願いいたします。

報告第9号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、53ページをお願いいたします。専決処分件数は、3件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第10号をご説明いたしますので、議案書54ページをお願いいたします。

報告第10号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、55ページ及び56ページをお願いいたします。専決処分件数は、11件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第11号をご説明いたしますので、議案書57ページをお願いいたします。

報告第11号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので、ご報告するものでございます。

報告書の提出件数は、1件で、その報告書が58ページから60ページまでとなっております。

農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められ

	<p>ている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。</p> <p>これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものでございます。</p> <p>続きまして、報告第12号をご説明いたしますので、議案書61ページをお願いいたします。</p> <p>報告第12号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領しましたので、ご報告いたします。</p> <p>通知内容については、62ページをお願いいたします。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、4件です。農地の賃貸借について、合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。</p> <p>続きまして、報告第13号をご説明いたしますので、議案書63ページをお願いいたします。</p> <p>報告第13号、農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、64ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ること埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これを持ちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の座を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>（事務局長説明）</p> <p>以上を持ちまして、令和5年第2回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>

令和5年第2回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和5年2月27日(月)					
開催場所	早稲田リサーチパークコミュニケーションセンター3階レクチャールーム1					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後2時55分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	欠席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席	○		根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席	○	本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	欠席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事補	江森 憲太
支所環境産業課産業係主査	森本 克美

書記

局長補佐兼農地係長 高群 邦人